

令和6年9月号

事務所通信

アークグロー・パートナーズ税理士法人

Vol.41



❀ 今月のお知らせ ❀

・個人事業者の方の消費税予定申告の第1期振替日のご案内です。

令和6年9月30日(月)

口座振替をご利用の方は、残高のご確認よろしく願いいたします。

・9月頃に、社会保険の算定基礎の結果通知書が届きます。

10月分のお給料より新しい等級になりますので、変更忘れのないようご注意ください。



❀ 小規模企業共済の加入を検討されませんか？ ❀

・小規模企業共済とは？

小規模の個人事業主、共同経営者または会社等の役員が「第一線を退いたときの生活の安定や事業の再建を図ることを目的とした資金」をあらかじめ準備するための共済制度です。以下の3点が特徴です。

①掛金は月々1,000円～70,000円まで自由に設定でき、加入後も増額・減額できます。確定申告の際に全額を所得控除できるため、高い節税効果があります！

②満期や満額がなく、共済金の受け取りは一括、分割、一括と分割の併用も選べます。

ただし、任意解約の場合において、加入期間が12ヶ月未満は掛け捨てに、掛金納付月数が20年未満は元本割れになりますのでご注意ください。



③掛金の範囲内(納付月数により変動)で事業資金等の借入れが可能になります。年利は1.5%です。

・加入条件

①個人事業主及びその共同経営者または会社等の役員

②常時使用する従業員人数条件

- ・小売業、卸売業、サービス業等(宿泊業、娯楽業を除く) 5人以下
- ・製造業、建設業、運輸業、農業、宿泊業、娯楽業等 20人以下



・・・加入時での人数で判断します。小売業の場合、正社員が退職し5人となった時に加入すればその後社員を雇用しても問題ありません。

・・・2つ以上の事業の役員は全ての事業で加入条件を満たしている必要があります。1つの事業が社員3名でもう1つの事業が社員30名の場合には加入できません。

以上の2点を満たしていることが要件です。

年内中に契約、引き落としでの支払いをご希望の方は、**10月中**に手続きが必要となります！
それ以降は現金での振込支払であれば年内契約が可能ですが、加入には所定の審査がございますので、なるべくお早めに手続きすることをおすすめします。

加入希望の方は担当者にお気軽にご相談ください♪

また、同じ中小企業のための「経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)」については、アークグロー・パートナーズ税理士法人のHPにて解説しておりますのでご興味ある方はぜひアクセスしてみてください*^^*



事務所HP、リクルートサイトを
8月に少しリニューアルしました！

HP



Face Book



Instagram



ARCGROWPARTNERS

◇申告書の提出期限

提出月	9月	10月	11月
確定申告	7月決算	8月決算	9月決算
予定申告(年1回) 消費税(年3回)	1月決算 10月、1月、4月	2月決算 11月、2月、5月	3月決算 12月、3月、6月



アークグロー・パートナーズ
税理士法人

Arc Grow Partners Tax Accountant Corporation

アークグロー・パートナーズ税理士法人

【本社】〒524-0042

滋賀県守山市焔魔堂町121番1

TEL 077-598-0473 FAX 077-598-0474